

許可番号	許可年月日	有効期限	業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	※事業範囲	処分方法	備考
13	R7. 1. 20	R9. 1. 19	(南)誠慎興業	高嶋 慎	761-0434	高松市十川東町183番地1	087-848-0862	木くず、草、水草が事業系一般廃棄物となったもの。	破砕処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
62	R6. 12. 18	R8. 12. 14	(株)エムケーインデクト	今中 健二	761-0701	香川県木田郡三木町大字池戸甲 6 3 9 番地 1	087-864-4981	木くず・草・水草（3種類とも再生利用できるものに限る。）	破砕処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
67	R7. 4. 15	R9. 4. 14	(有)鈴木建材	鈴木 一	761-8082	高松市鹿角町174番地2	087-867-6487	木くず（再生利用できるものに限る。）	破砕処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
78	R8. 3. 23	R10. 3. 22	(株)MCS	竹内 裕一	761-0450	高松市三谷町3977番地	087-888-8866	動植物性残さ、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、木くず、草木、水草	肥飼料化処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
								草木、木くず	破砕処分	
112	R7. 8. 25	R9. 8. 24	(株)塵芥センター	溝淵 誉仁	761-8084	香川県高松市一宮町1686番地6	087-886-3040	①動植物性残さ、②汚泥（有機性のものに限る。）、③木くず、④草、水草 以上	破砕及び堆肥化処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
								①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、①、⑥及び⑦にあっては自動車等破砕物を除き、①及び⑦にあっては、石綿含有一般廃棄物を含まない。）以上	選別処分	
								①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、①にあっては自動車等破砕物を除き、石綿含有一般廃棄物を含まない。）以上	破砕処分	
								①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、①にあっては自動車等破砕物を除き、石綿含有一般廃棄物を含まない。）以上	圧縮処分	
119	R6. 10. 18	R8. 10. 17	(有)ヨシモト・トレーディングカンパニー	松本 伸幸	761-1503	高松市塩江町安原下第3号584番地1	087-890-2238	①廃プラスチック類 ②紙くず③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧草、水草（ただし①、⑤及び⑥にあっては自動車等破砕物を除き、①、⑥及び⑦にあっては、石綿含有一般廃棄物を含まない。）	選別処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
								①廃プラスチック類 ②紙くず③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧草、水草（ただし①、⑤及び⑥にあっては自動車等破砕物を除き、①、⑥及び⑦にあっては、石綿含有一般廃棄物を含まない。）	破砕処分	
								①廃プラスチック類 ②紙くず③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず （ただし①、⑤及び⑥にあっては自動車等破砕物を除き、①及び⑥にあっては石綿含有一般廃棄物を含まない。）	圧縮梱包処分	
129	R7. 6. 19	R9. 6. 18	(株)ちよだ製作所	齋藤 宜隆	761-1406	高松市香南町西庄941番地5	087-879-7911	事業系一般廃棄物（生ごみに限る。）	発酵処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。
143	R6. 10. 14	R8. 10. 13	讃佑化成企業組合	大坪 照弘	761-8045	高松市西山崎町152番地	087-885-1188	事業系一般廃棄物（豚骨、鶏骨、牛脂及び豚脂に限る。）	化製化処分	
173	R7. 6. 25	R9. 6. 24	今治加工(株)	北岡 康典	799-1362	愛媛県西条市今在家1218番地1	0898-64-1233	木くず・草・水草（再生利用できるものに限る。）	破砕処分	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。

※事業範囲の参考事例

- ・廃プラスチック類：ペットボトル、ビニール袋、包装容器 など
- ・紙くず：新聞、雑誌、紙パック など
- ・木くず：タンス、ふすま、剪定くず など
- ・繊維くず：衣類、ふとん、カーペット など
- ・ゴムくず：タイヤ、ゴム手袋 など
- ・金属くず：空き缶、なべ、やかん など
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：空き瓶、ガラス食器、ブロック など
- ・がれき類：建物の新築、改装又は解体に伴うコンクリート、レンガ など

※具体的な取扱い品目につきましては個別に事業者へご相談ください。